

公益社団法人和気町シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和気町シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員の会費は年3,000円とする。

2 賛助会員の会費は、1口1万円とする。

(会費の減免)

第3条 経済的事情又は病気等の理由により、前条の会費を納入することが困難と認められる正会員については、理事会の承認を得て減免することができる。

(納入の期日)

第4条 会費は、当該年度分を毎年6月末までに納入しなければならない。

ただし、年度中途に入会した会員については、そのつど理事長が定める期日までに納入しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

(平成24年4月1日)